

高知大学入試企画実施機構規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 344 号

最終改正 令和 5 年 3 月 24 日規則第 130 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 29 条第 1 項の規定に基づき入学者選抜の基本方針について審議するため高知大学に設置する高知大学入試企画実施機構（以下「入試企画実施機構」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 入試企画実施機構は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生募集要項に関する事。
- (2) 学力検査等の実施に関する事。
- (3) 出題教員の組織編成に関する事。
- (4) 大学入学共通テストの実施に関する事。
- (5) 入試情報提供に関する事。

(組織)

第 3 条 入試企画実施機構は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（教育担当）
- (2) 各学部入試委員長
- (3) 高知大学学び創造センターアドミッションユニットから選出された者 1 人
- (4) 学務部長
- (5) 学務部入試課長
- (6) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第 3 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(機構長等)

第 4 条 入試企画実施機構に、機構長及び副機構長を置く。

- 2 機構長は、理事（教育担当）をもって充てる。
- 3 副機構長は、機構長が指名する。

(機構会議)

第5条 入試企画実施機構に、機構会議を置く。

2 機構会議は、第3条の委員をもって構成し、議長は、機構長をもって充てる。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

4 機構会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

5 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務)

第6条 機構会議の事務は、学務部入試課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、機構会議が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月12日規則第17号)

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月25日規則第1号)

この規則は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月27日規則第110号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規則第139号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日規則第 82 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、令和 2 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 130 号）

- 1 この規則は、令和 5 年 3 月 24 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行後、最初に第 3 条第 1 項第 3 号の委員となる者の任期については、この規則による改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。